



暗号モジュール試験機関承認業務 取扱手順

平成 19 年 11 月 14 日

IPA

CBM-01-B

Certification Body Management System

独立行政法人 情報処理推進機構

目次

1 . 目的	1
2 . 用語	1
3 . 暗号モジュール試験機関の承認の条件.....	1
4 . 暗号モジュール試験機関承認申請の受付手順.....	1
5 . 暗号モジュール試験機関の承認手順	2
6 . 暗号モジュール試験機関承認書の再発行手順.....	2
7 . 暗号モジュール試験機関の承認の変更手順	3
8 . 暗号モジュール試験機関の承認の廃止及び取消手順.....	3
8 . 1 試験機関が ASNITE 試験 IT に適合しないとして認定機関によって認定が取消された場合.....	3
8 . 2 認証機関から貸与されたツール類の改竄、第三者への開示及び譲渡をしたと認められる場合	4
8 . 3 試験機関が「暗号モジュール試験機関承認廃止届」を提出した場合	4
9 . 「暗号モジュール試験機関承認申請手続等に関する規程」の変更による処置.....	5
様式 1 暗号モジュール試験機関承認受付簿	7
様式 2 暗号モジュール試験機関管理簿	8

暗号モジュール試験機関承認業務取扱手順

平成 19 年 11 月 14 日

1. 目的

本手順は、独立行政法人 情報処理推進機構（以下「機構」という。）が暗号モジュール認証機関（以下「認証機関」という。）として実施する暗号モジュール試験及び認証制度において、認証機関が暗号モジュール試験機関（以下「試験機関」という。）の承認を適正に実施するために、必要な業務手順を定めることを目的とする。

2. 用語

本手順で使用する用語は、「暗号モジュール試験及び認証制度の基本規程」(JCM-01)（以下「制度基本規程」という。）において使用する用語の例による。

3. 暗号モジュール試験機関の承認の条件

本制度の認証機関が試験機関を承認する条件は、「暗号モジュール試験機関承認申請手続等に関する規定」(CBM-03)に定めるところによる。

4. 暗号モジュール試験機関承認申請の受付手順

(1) 認証機関は、試験機関候補より提出される「暗号モジュール試験機関承認申請書」(以下「申請書」という。)を受け付ける。申請書には、次に掲げる書類の添付を求めるものとする。

法人格を証明できる書類

「暗号モジュール試験機関承認に係る遵守事項の誓約について」

試験機関の認定に係る書類として、認定機関の発行する認定証(以下「認定証」という。)

の写し

試験機関候補が作成した「暗号アルゴリズム実装試験報告書」及び「暗号モジュール試験報告書」の写し

(2) 業務担当者は、申請書を受け付けたときは、記載事項の漏れ及び添付資料を確認しなければならない。

(3) 業務担当者は、申請書又は添付された文書に不備又は不明な点があると判断したときは、内容確認のため、試験機関候補と連絡を取り合い、不備又は不明な点が無くなるようにする。

(4) 業務担当者は、申請書を受け付けたときは、申請書の下部に受付番号を記入するとともに、「暗号モジュール試験機関承認受付簿」(様式 1)(以下「受付簿」という。)に受付日等の必要事項を記載する。

(5) 業務担当者は、「秘密保持契約書」2 通の提出を求め、秘密保持契約を締結する。

5 . 暗号モジュール試験機関の承認手順

- (1) 暗号モジュール技術管理者は、機構の職員の中から、暗号モジュール技術管理者をチームリーダーとする審査チームを編成し、2名以上で試験機関候補を訪問する。暗号モジュール技術管理者は、受付簿の訪問者欄に、審査チームの構成員の氏名を記載する。
- (2) 審査チームは、3. の条件を満たしているか確認する。
- (3) 暗号モジュール技術管理者が 3. の条件を満たしていると判断したときは、当該試験機関候補に対して、承認を行う。暗号モジュール技術管理者は、受付簿の承認者欄に氏名を記載し、承認日を記載する。また、「L」の文字及び3桁の通し番号（例：L001）で構成する当該試験機関の承認番号を記載する。
- (4) 認証機関は、「暗号モジュール試験機関承認書」（「暗号モジュール試験機関承認申請手続等に関する規程」様式7）を発行し、当該試験機関に対して、配達記録が残る方法で送付する。業務担当者は、受付簿に発行日及び送付日を記載する。
- (5) 業務担当者は、「暗号モジュール試験機関管理簿」（様式2）（以下「管理簿」という。）を作成する。
- (6) 認証機関は、当該試験機関の情報を、「暗号モジュール試験機関リスト」に登録し、機構のホームページにて公表する。
- (7) 暗号モジュール技術管理者は、承認作業内容を確認し、受付簿に確認日を記載し、管理簿の履歴を記載する。

6 . 暗号モジュール試験機関承認書の再発行手順

- (1) 認証機関は、試験機関より提出される「暗号モジュール試験機関承認書再発行申請書」（以下「再発行申請書」という）を受け付ける。
- (2) 業務担当者は、再発行申請書を受け付けたときは、記載事項の漏れを確認しなければならない。
- (3) 業務担当者は、再発行申請書に不備又は不明な点があると判断したときは、内容確認のため、試験機関と連絡を取り合い、不備又は不明な点が無くなるようにする。
- (4) 業務担当者は、再発行申請書に受付日を記載する。
- (5) 暗号モジュール技術管理者は、再発行申請理由を確認し、再発行の承認を行う。暗号モジュール技術管理者は、再発行申請書の再発行承認者欄に氏名を記載し、再発行承認日を記載する。
- (6) 業務担当者は、「暗号モジュール試験機関承認書」の履歴に、再発行承認日及び再発行申請理由を転記する。
- (7) 認証機関は、「暗号モジュール試験機関承認書」を再発行する。
- (8) 業務担当者は、配達記録が残る方法で送付する。以前発行したものが試験機関に存在する場合は、回収し、差し替える。

(9) 暗号モジュール技術管理者は、再発行作業内容を確認し、管理簿の履歴を記載する。

7 . 暗号モジュール試験機関の承認の変更手順

(1) 認証機関は、試験機関より提出される「暗号モジュール試験機関承認変更届」(以下「変更届」という。)を受け付ける。

(2) 業務担当者は、変更届を受け付けたときは、記載事項の漏れを確認しなければならない。

(3) 業務担当者は、変更届に不備又は不明な点があると判断したときは、内容確認のため、試験機関と連絡を取り合い、不備又は不明な点が無くなるようにする。

(4) 業務担当者は、変更届に受付日を記載する。

(5) 暗号モジュール技術管理者は、変更理由を確認し、「暗号モジュール試験機関リスト」の変更の承認を行う。暗号モジュール技術管理者は、変更届の変更確認者欄に氏名を記載し、変更日を記載する。また、変更が「暗号モジュール試験機関承認書」に影響すると判断した場合、暗号モジュール技術管理者が自ら再発行申請書を記入し、6 . 暗号モジュール試験機関承認書の再発行手順 を開始する。

(6) 業務担当者は、変更届に記載された情報を、「暗号モジュール試験機関リスト」に登録し、機構のホームページにて公表する。

(7) 暗号モジュール技術管理者は、承認作業内容を確認し、管理簿の履歴を記載する。

8 . 暗号モジュール試験機関の承認の廃止及び取消手順

8 . 1 試験機関が ASNITE 試験 IT に適合しないとして認定機関によって認定が取消された場合

(1) 暗号モジュール技術管理者は、試験機関に対して、書面にて認定が取消された事実を通知し、弁明の機会を与えることを伝える。また、その記録を保存する。

(2) 必要に応じて、暗号モジュール技術管理者は、試験機関より弁明を聞く。

(3) 暗号モジュール技術管理者は、統括責任者及び最高経営責任者に(1)、(2)の内容を報告し、承認取消の最終判断を、最高経営責任者に仰ぐ。

(4) (3)の結果に基づき、承認取消と判断された場合には、暗号モジュール技術管理者は、業務担当者に対し、取消予定情報を、「暗号モジュール試験機関リスト」に登録し、機構のホームページにて公表することを指示する。業務担当者は、それを実行する。

(5) 業務担当者は、適切な告知期間を置いた後、「暗号モジュール試験機関リスト」から当該試験機関の情報を削除する。「適切な告知期間」とは、通知した日から、当該試験機関が、すでに契約している試験を終了できると合理的に想定される期間とする。告知期間中は、新規案件の契約を行わないように、試験機関に指示する。

(6) 業務担当者は、試験機関より「暗号モジュール試験機関承認書」を回収する。

8.2 認証機関から貸与されたツール類の改竄、第三者への開示及び譲渡をしたと認められる場合

- (1) 暗号モジュール技術管理者は、試験機関に対して、書面にて違反している事実とその判断理由を通知し、弁明の機会を与えることを伝える。また、その記録を保存する。
- (2) 必要に応じて、暗号モジュール技術管理者は、試験機関より弁明を聞く。通常の管理義務を超える相当の理由が示されない限り、次の承認取消の手順に進む。
- (3) 暗号モジュール技術管理者は、違反している事実とその判断理由、弁明の内容、弁明に対する評価を添えて、統括責任者、マネジメントシステム責任者及び暗号モジュール技術管理者からなる会合を開き、承認取消の是非を判断する。承認取消と判断したときは、違反している事実とその判断理由、弁明の内容、弁明に対する評価、会合の開催日時、参加者、会合の内容を記した文書を作成し、保存する。
- (4) 暗号モジュール技術管理者は、最高経営管理者に(3)の内容を報告し、承認取消の最終判断を、最高経営責任者に仰ぐ。
- (5) (4)の結果に基づき、承認取消と判断された場合には、業務担当者に対し、廃止予定情報を、「暗号モジュール試験機関リスト」に登録し、機構のホームページにて公表することを指示する。業務担当者は、それを実行する。
- (6) 業務担当者は、適切な告知期間を置いた後、「暗号モジュール試験機関リスト」から当該試験機関の情報を削除する。「適切な告知期間」とは、書面にて違反している事実とその判断理由を通知した日から、当該試験機関が、すでに契約している試験を終了できると合理的に想定される期間とする。告知期間中は、新規案件の契約を行わないように、試験機関に指示する。
- (7) 業務担当者は、試験機関より「暗号モジュール試験機関承認書」を回収する。

8.3 試験機関が「暗号モジュール試験機関承認廃止届」を提出した場合

- (1) 認証機関は、試験機関より提出される廃止届を受け付ける。
- (2) 業務担当者は、廃止届を受け付けたときは、記載事項の漏れを確認しなければならない。
- (3) 業務担当者は、廃止届に不備又は不明な点があると判断したときは、内容確認のため、試験機関と連絡を取り合い、不備又は不明な点が無くなるようにする。
- (4) 業務担当者は、廃止届に受付日を記載する。
- (5) 暗号モジュール技術管理者は、業務担当者に対し、廃止予定情報を、「暗号モジュール試験機関リスト」に登録し、機構のホームページにて公表することを指示する。業務担当者は、それを実行する。
- (6) 業務担当者は、適切な告知期間を置いた後、「暗号モジュール試験機関リスト」から当該試験機関の情報を削除する。「適切な告知期間」とは、廃止届を受け付けた日から3ヶ月を目安とする。
- (7) 業務担当者は、試験機関より「暗号モジュール試験機関承認書」を回収する。

(8) 暗号モジュール技術管理者は、廃止作業内容を確認し、「暗号モジュール試験機関承認廃止届」の廃止確認者欄に氏名を記載し、廃止日を記載する。

9 .「暗号モジュール試験機関承認申請手続等に関する規程」の変更による処置
認証機関は、「暗号モジュール試験機関承認申請手続等に関する規程」が変更された場合、その旨の通知を試験機関に対して行う。認証機関は、試験機関から変更に伴う措置の完了通知を受けた場合、当該試験機関が、承認状態を維持しているか確認する。

附 則

この手順は、平成 18 年 10 月 30 日から施行し、平成 18 年 10 月 2 日から適用する。

附 則

この手順は、平成 19 年 11 月 14 日から施行し、平成 19 年 10 月 26 日から適用する。

暗号モジュール試験機関承認業務 取扱手順に係る様式集

暗号モジュール試験機関承認受付簿

受付 番号	試験機関名	認定番号	業務 担当者	受付日	訪問者	承認者	承認日	承認番号	発行日	送付日	確認日
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

改訂履歴

識別番号	CBM-01-B	
改訂年月日	作成者・承認者	改訂内容
平成 18 年 10 月 30 日	上野・仲田	新規制定
平成 19 年 11 月 14 日	櫻井・占部	一部改正